

第 1 回地区庶務担当理事連絡協議会

と き 平成 25 年 4 月 24 日 (水) 午後 2 時 30 分～
ところ 京都府医師会館 2F 212・213 会議室

△森会長挨拶

冒頭、森府医会長は、本年 4 月 1 日から一般社団法人京都府医師会として第一歩を踏み出したことを示すとともに、今後の予定として 6 月に役員改選、7 月から新執行部が発足することを改めて報告した。

続いて、TPP 交渉参加決定に触れ、アメリカから「聖域なき関税撤廃とはしない」という条件が呈示されたものの、当面の間日本車の輸出には現在の関税が適用されることから、直ちに TPP 参加の経済効果の影響は望めず、今後も引き続き株式会社の医療経営参入、混合診療の全面解禁等が迫られてくると指摘。現段階では TPP 交渉の最終的な落としどころが見えないとして、十分に注視していく意向を示した。

また、社会保障制度改革国民会議のヒアリングの中で横倉日医会長が、外来への定額報酬制導入について一定の理解を示したことについて触れ、「かかりつけ医の診療所での医療提供に相当強い制約が出てくる可能性がある。定額報酬制導入については反対してほしい」と憂慮し、今後 7 月末の参議院選挙、8 月の社会保障制度改革国民会議の結論に至るまで、相当迅速で適切な対応が求められるとの見解を示したうえで、各地区でも検討、協議し、意見を出してもらえよう協力を求めた。

△報告ならびに協議事項

1. 庶務関係連絡事項について（松井理事）

「地区医師会長への連絡依頼事項」を各地区に配布するとともに、府医事務局休務時（ゴールデンウィーク・年末年始）における会員ご逝去の際の弔辞、供花等の手配について協力を依頼した。

2. 地区医師会との懇談会及び保険医療懇談会について（松井理事）

今年度も地区医師会との懇談会を例年通り開催することを案内。近日中に各地区の開催希望日を確認し、開催日程調整を実施することを報告するとともに、例年 10 月、11 月に各地区の希望日が集中することから、配慮を求めた。また、各地区医会員に対する往復はがきでの懇談会案内送付は、昨年からは基本的に廃止にし、事務所の無い地区医師会のうち、希望する地区のみに往復はがきでの案内をすることを報告、協力を依頼した。

3. 最近の中央情勢について（城守理事）

3 月中旬から 4 月中旬にかけての社会・医療保険状況について、社会保障制度改革国民会議の話題を中心に説明した。

4. 予防接種広域化について（藤田理事）

他市町村の人が来院した時に、スムーズに予防接種ができる体制を整えるため予防接種広域化を進めてきた経緯を紹介。4 月からは京都府内の全市町村が広域化に参加し、国保連請求方式を用いて「府民が府内どこでも行った先で予防接種が受けられる」という制度をひとまず確立できたと報告した。一方で、各市町村でワクチンの接種料金や問診票の様

式が違うなど、すべての問題が解決しているわけではないと指摘。国保連請求方式の導入によってこれまで対応していた医療機関にかえて迷惑をかける可能性を示唆するとともに、誤解ないように各会員への周知を依頼した。

綴喜医師会から、請求方法が複雑で分かりにくいとの意見が出されたのに対し藤田府医理事は、市町村でもまだ理解していない部分があるとの見解を示し、府医からも京都府の担当者に、混乱を避けるよう申し入れていることを説明。各地区の独自性もあることから、地区医師会と市町村でも直接話していただくよう依頼した。

また中京西部医師会からは、将来的な展望として、他の市町村の人が飛び込みでワクチンを打つこともできるようにするのかとの質問が上がった。藤田府医理事は、予防接種を全国どこでも打てるようにするのが理想の形としつつも、まずは京都府下でどこでも受けることができるのが一歩目であると説明した。

5. 鳥インフルエンザA（H7N9）について（藤田理事）

今回のH7N9型は鳥の世界では弱毒型で、鳥から人へ直接感染しており、現在、人から人への感染は考えにくいと報告。「発症前10日以内の中国への渡航または居住歴がある」「熱、肺病変が疑われる」かつ「他の病気が否定的」という場合は保健センターに連絡し、可能な限り、咽頭拭い液等試料を確保していただきたいと説明した。

また現在使用している迅速検査キットについては、WHOから「陰性でも否定はできない」と勧告されていることから、検査キットの有効性が明確ではないとして、各会員への周知を依頼した。

併せて、H7N9型が指定感染症となり、特措法も前倒しで施行されたことに触れ、今後も情報を京都医報等で周知していく意向を示した。

6. 学術講演会の今後の予定について（小野理事）

5月に予定している京都府医師会学術講演会を紹介し多数の参加を呼びかけた。

7. 「第29回日本医学会総会2015関西」におけるバナー設定について（小野理事）

2015年4月に、関西一円の大学・医師会を主務機関として開催される「第29回日本医学会総会」について、京都を主開催地として開催されることから府医としてもその企画に取り組んでいることを報告。前回の東京での開催が東日本大震災の影響で中止されたことから、会員の関心が薄れていることが危惧されるとして、府医では様々な行事の際に広報活動を行っている他、近く京都医報でも関連記事を掲載予定であると報告し、地区医師会のホームページにおいても、医学会総会ご案内のバナーを通じたリンクを張っていただきたいとして協力を依頼した。

8. 平成25年度京都府医師会会員福祉事業の予定について（米林理事）

平成25年度の府医会員福祉事業の予定を紹介するとともに、奮ってご参加いただくよう地区での周知を依頼した。

9. その他

松井府医理事は、日医が医療基本法を提出するよう、各ブロックでのシンポジウム開催を

予定しており、近畿ブロックは5月19日（日）午後2時から、奈良県医師会館にて行うことを紹介。医療基本法は、憲法と医療法の間をつなぐ性格のものであるが、拙速に取り組み内容が患者権利法になると活動が制限されることにもつながりかねないとして、地区でも関心を持っていただき、多数ご参加いただくよう依頼した。